

【知っておきたい】景品提供のルール

景品を提供する場合は「不動産業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約」（景品規約）で定められた限度額の範囲内であることが前提です。

【金額】

懸賞景品：抽選などで提供するもの

総付景品：全員もしくは先着順で提供するもの

	限度額	
	最高額	総額
懸賞景品	取引価格*の20倍または10万円のいずれか低い方	取引予定総額の2%以内
総付景品	取引価格*の10%または100万円のいずれか低い価格	なし

*取引価格 売主または代理：物件価格 / 媒介（仲介）：媒介報酬限度額

【必須表記】

■実施時期 ■対象者・条件 ■内容

OK：「〇月末までにご成約の方に商品券1,000円分プレゼント」

NG：「只今キャンペーン中 プレゼントお選びいただけます」 →時期・対象・内容が不明

具体的なQ&Aは以下にございます

（首都圏公取協HPホーム> 相談・違反事例> 景品提供の相談事例）

<https://www.sfkoutori.or.jp/keihinteikyojirei/keihinteikyo-houho-gendogaku/>

値引きやキャッシュバックは景品に該当致しません。

※ただし懸賞（抽選等）にした場合は、景品規約の規制の対象となります。

本件は **ポータルサイト広告適正化部会**（※）が統一テーマにて発信しております。

<同部会参加会社> アットホーム株式会社、株式会社CHINTAI、
株式会社LIFULL、株式会社リクルート

※ポータルサイト広告適正化部会については、下記URLよりご確認ください。

https://www.sfkoutori.or.jp/portal_bukai/